

休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、14番小柳議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

台風13号が17日夜、長崎県の佐世保市付近に上陸をし、佐賀県気象台観測史上3番目の最大瞬間風速50.3メートルの数値で武雄市を直撃し、人的、物的被害を与え通過をし、また、16日には伊万里市を襲った局地的な豪雨により3人が犠牲者になられ、そして交通網の遮断を初め、停電、建物の全壊、半壊、あるいは一部損壊、農作物等に大きな打撃を与えました。

また、2カ月前の7月には日本列島に居すわっていた梅雨前線が豪雨、土砂崩れ、冠水、河川のはんらん、土石流、堤防の決壊などを引き起し、多くの犠牲者を出し、大きなつめ跡を残しました。

市では、7月4日に武内町西梅野の2世帯と西川登町矢筈地区1世帯に避難勧告が出されました。全国においては、7月18、19日にかけて甲信越から西日本にかけての大雨で、長野県を初め8府県で死者12名、行方不明者12名、また、九州では7月22日に鹿児島県を中心とした九州南部豪雨で、住宅街にあふれる濁流により4名の方が亡くなられたと、痛ましい災害でありました。今度の台風13号で犠牲になられた方と、全国的に被害に遭われた方々に心より慎んでお見舞い申し上げます。

幸いにも当市においては大きな被害もなく、少し安心されたことだと思います。そして、いち早く西梅野地区の地すべり区域を市長初め副市長とともに現地視察をされ、2世帯の家族の方々に励ましをされ、確認されたことに地元住民は大変喜んでおられましたことを御報告申し上げます。

今回の私の一般質問は、住民の皆様の声を尊重した質問です。最初に防災についてです。

被害を必要最小限度にする対策の一つに、迅速な避難であるが、避難をするため危険を察知する防災用語について質問し、その次に、いつも住民の皆様が悩んでおられる松浦川と武内町の中心を交差する県道について、そして、福和永尾線の下古賀線の市道拡張工事の早期実現、西梅野地区の地すべり、次の項目としてアスベスト、労災補償制度について、それから民間のごみ収集について、次に公衆トイレ、最後にスポーツ施設と遠距離通学児童について、今回質問をさせていただきます。

最初に戻りまして防災ですが、防災用語が住民の皆さんにはどうにもわかりにくい。危険度合いも含めて、正確に説明でき、理解している人はそう多くないのではないのでしょうか。例えば、河川の水位用語でいえば、通報水位、警戒水位、特別警戒水位、危険水位という言葉がありますが、いずれも一般住民の方々にはそれぞれの水位がどのくらいの危険度なのか、実感としてとらえにくいのではないのでしょうか。

国は、来年度より通報水位を待機水位に、警戒水位をはんらん水位、特別警戒水位を避難はんらん水位、危険水位をはんらん危険水位と変更しようとしているが、避難勧告指示はどの水位で出すのか、通報水位、警戒水位、特別警戒水位、危険水位の判断と判定基準、それらにこれらについての対応はどのようにされるのかについて答弁を求めます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

河川の水位による状況区分につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、四つに区分されております。まず、通報水位、2番目に警戒水位、3番目に特別警戒水位、4番目の危険水位の4段階というふうに分かれております。

まず、通報水位でございますけれども、これは消防団が水防活動の準備を始める目安となる水位というふうに言われております。市といたしましては、各消防団に対して待機を要請しているところでございます。

次に、2番目の警戒水位でございますけれども、これは消防団が出動する目安になる水位ということで、河川の主要箇所ですべてパトロール体制を実施するものでございます。

それから、3番目の特別警戒水位でございますけれども、これは洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であると、避難等を考慮する段階であるということから、大雨洪水注意報、警報等を勘案し、状況に応じて避難勧告等を出すこととなります。

それから、4番目の危険水位でございますけれども、これははんらんのおそれが生じる水位であるということから、避難指示をするものでございます。

それから、指示の流れでございますけれども、警戒水位の状況については、武雄土木事務所から指定河川の観測所ごとに通報がされることになっておりまして、市はこれを受けまして消防団に待機、準備、出動の要請を行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

確かにわかりにくいですね。危険水位とか特別何とかとか、ちょっとぱっと聞いただけでは非常にわかりにくいというのは、私も指摘のとおりだというふうに思っています。したがって、市民、住民の皆さんにおかれては、自分の身は自分で守るという自覚のもと、やっぱり避難勧告と避難指示、これが受け手にとっての一つの、私は判断要素になるというふうに思っています。ちょっと行政用語がはんらんしてわかりにくいということに関していうと、私も県に少し言うてみようというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

どうもありがとうございました。

次に移りますけれども、実はこの災害箇所マップについての質問ですけれども、ここに「身近な自然災害の恐ろしさ」と題し、県の河川砂防課と武雄土木事務所とで作成されました。このページをめくれば、さまざまな土石碎流、その項目の中に土石流とか地すべりとは、がけ崩れとは、あるいはソフト対策とし防災の知識の普及、2番目に土石災害危険箇所の周知徹底と、3番目に警戒避難体制の確立のための指導及び協力というようなことが書いてあります。

また、砂防工法では地すべり事案とか急傾斜地崩壊対策事案とかというように災害対策等なっております。緊急連絡の方法等については、わかりやすく土石流とはこういうものですよと、がけ崩れとはこういうものですよと、わかりやすく理解できますが、裏面をめくれば、土石災害箇所マップについて、これなんです、私が質問するのはね、ここです、ここです。

ここに、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり発生区域等の番号とか記号はここに書いてあるからよくわかります。右隅に書いてあるからわかるんですが、これをぽっと見た場合に、自分のうちはどこにあるのか、西川登はどこなのか、朝日町はどこなのかと、これちょっと私でも時間かけて見らんとわからんとですよ。先ほど言いましたように、自分の家庭はどこにあるのか、武雄の市役所はこいで見ぎどけあつとかと、というように私はわかりません。そのところで、これはどのように役立たせるのかについて、執行部の答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

パネルではありませんけれども、議員のお話にあった危険箇所マップというのはこういうものであります。確かに、これ一読すぎんた何が何かわかりません。これは、私は行政の担当者として、まず私たち行政、あるいは区の防災の責任を持たれている方が、これはやっぱり自分のところはどこかなというのは持つべきものだというふうに思っています。その上で、ちょっと御質問の延長で言うと、もう1種類、やっぱり地域の防災マップというのは、私は必要かというふうに思っています。これだけ1枚だと、いわば専門家が、あるいはその連絡を至急せんばいかん人が持つべきものかなというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、市長の方から私が次にお尋ねしようかというところまでお答えいただきましたので、実はそういうことがありますので、全戸に配布できる市特版の簡単なマップ等も必要ではないか答弁を求めますというようなこと、次お願いしようかと思っておりましたが、先までお答えをいただきましたので、次に移らせていただきます。

次は避難についてお尋ねいたします。

避難勧告、指示が出た場合の措置についてです。避難勧告、指示が出されたなら、家庭、家族の方は近くの避難場所がある公民館、あるいは集会所へ着のみ着のまま避難場所へ避難されることでしょうか。そこで避難場所ですけれども、避難場所にはテレビ、ラジオ、布団、何も備え物がありません。そのようなとき避難家族の心理状態はどうなるでしょうかと。何もなかところに、はい、あそこに避難をしてくんしゃいと言われたところが、かぎから探して、その集会所、あるいは公民館に避難をされたけれども、何一つない。畳1枚であるというような状況を私は示しているわけでございます。そのようなときこそ、行政により布団1枚でも非常用として装備できないものか、また、避難箇所、あるいは避難場所として、前もって装備品等を準備しておくことができないものかということをお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御指摘のとおりだと思います。毛布については、御指摘を踏まえ、社会福祉協議会から備えつけのために届けることとし、ラジオについては区に、そう高いもんじゃなかけんですね、設置するよう私の方からお願いをいたします。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

実はこの件につきましても、18日朝8時ぐらいだったと思いますが、地すべり地域の2世帯に、どうでしたかというようなことで言ったわけでございます。早速行政の方は毛布とラジオを支給されておられました。それで、ちょっと今度の市長は早かのうと、早かのうて、おれはまだ一般質問しとらんばいと、そがん早う来たやと、そいの来たけんよかったねというようなことで済ませましたけれども、それに関連づけて、西梅野の松尾谷地区の地すべりについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

平成16年の6月ごろに発生をし、2年が過ぎようとしています。これまでの行政の御尽力により、着々と地すべりに対しての工事は進んでおり、まして今では工事が完了したものではありませんかと考えられます。しかし、私なりに疑問を抱いております。工事内容について、最初は横穴ボーリング、それでも地すべりが続けば縦穴を2カ所掘りますと、そして上の縦穴から下の縦穴の方へ水抜きをし、ため池の方へ流しますと、それでも地すべりの兆候があれ

ば、地すべりの区域の表土を除く作業に移りますと説明を受けておりましたが、結果としてはさらに縦穴を掘り、三つ目の工事を終えているように思います。

私が言うのは工事変更のことではなく、いまだ地すべりのおそれがあるのではないかということ。避難勧告がいまだに出ているということは地すべりの可能性があるという判断をしておりますが、事業状況により、もう一つ縦穴を掘る計画があるようですと、地元の方から耳にしております。

そこで、今までの経緯と今後の進捗状況について質問いたします。住民の不安を取り除くのも行政の役目だと思うので、地元の声を聞いて、ぜひ対応していただきたいと思っております。お答えを求めます。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思っております。

地すべりの経緯につきましては、先ほど議員の方からお話があったとおりでございます。現在工事をしておりますのは、地すべり誘発の原因となっている地下水位を下げるための集水井戸、これを4カ所設置し、及び地下水を抜き取る横穴ボーリング等の対策工事というものが行われております。この地下水排水対策工事は、18年度で完了する予定であるというふうに関き及んでおります。

それから、現在の地すべり地域の活動すべての状況ですけれども、これらの対策の効果によって、ことしの梅雨前線に伴う豪雨においては、地下水の上昇がある程度抑制をされておって鎮静化しているというふうに関き及んでおられるところでございます。

なお、斜面の安定度を高め、斜面の保全を図る目標値となるものが西梅野地区の計画安全率で1.2というふうに関き及んでおります。今後はさらなる安全率を高めるために、地すべり地域の排土工を含めた対策工法の検討が現在行われているというふうに関き及んでおります。その対策工法については、改めて地元説明会を行う予定にしておるというふうに関き及んでおります。

それから、全体の事業の進捗としましては、平成18年度末で50%ということで、平成20年度完了予定ということで関き及んでおられるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今の説明を聞きまして、20年度に完了するというようなことであります。そこで、今後とも地元の声をよく聞いて対応して処理していただきたいと思いますし、次に移ります。

次は、松浦川と県道についてでございます。

私は、松浦川と県道については再三にわたり質問をしましてまいりました。住民の皆様の要望はいつも、松浦川を早く工事をしてくださいと、そして、武雄伊万里線、相知山内線の歩道の設置を早く着工してくださいとの声が一番多いのです。

8月5日に、西真手野の亀の甲地区という地区がありますが、そこにおいて地元の方と地元議員の古川議員でございますけれども、ともに出席をさせていただき、意見を交換いたしましたところですが、その席においても第一に松浦川問題です。拡幅部及び下流の方の真西橋付近までは用地買収が進み、着実に済んでおりますが、その上流部は今後どうなるのか、河川と並行している県道はどのように進んでいるのかなのです。

ここで、今後の松浦川の状況と県道相知山内線、武雄伊万里線の今後の状況と計画について、また、市といたしてもいつも強く県に要望していますとのことでしたが、どのようにお願いされたか、ただ役目済ましの要望にならぬよう対応してもらいたいとお答えを求めます。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

済みません、地名がなかなかわかりづらいということで言われておりますので、パネルを用意しておりますので、これに書いてあります地名を見ながら答えを聞いていただければというふうに思います。

工事の進捗としましては、平成17年度末で事業ベースで19%というふうになっております。パネルに示しておりますとおり、工事予定は松浦川の青色で示している部分が予定をされているところでございます。現在、真西橋のかけかえを18年度完了目指して行っております。それから、真西橋よりも下流の方は未買地について今地権者との用地交渉等が進められておまして、それができ次第、改修にかかるというふうに聞いております。

19年度以降につきましては、樋門とか樋管等の構造物の改修というふうに予定をされておりますが、河道の改修は国が施工している下流の直轄機関との調整を図りながら行いたいというふうに聞いておるところでございます。

それから、上流部につきましては、現在施工している部分が完了後に着手をしたいと、それから、ただここに皿堰というところがございましてけれども、その構造が非常に難しいところがあるというのと、河川に並行して県道があって、その改良も含めてやらなきゃならないということで、再度調整をしながらやっていくというふうに聞いております。

それから、県道相知山内線のところから柚ノ木原を通過して金石原の方に行く県道の方ですけども、これにつきましては、測量調査に着手をしてもらおうということになっておまして、平成19年度の事業化に向けて要望するというふうに聞いております。

それから、県への要望でございますけれども、たびたび担当課としては要望に赴いており

ますが、さらに武内町の各区の代表者の皆さん方と毎年7月、県の土木事務所の方に要請に行きまして、さらなる改修の必要性を説明して、早急にやっていただくように強く要望をいたしておるところでございます。図面の説明は省略させていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

松浦川に関しては、4月の10日、11日だったでしょうか、つかったときに、私も選挙期間中でありましたけれども、真っ先に駆けつけたところで、これはひどいというふうに思いました。これを受けて、地元の陣内孝雄参議院議員、それと岩永浩美参議院議員、そして国土交通省の河川局長には私の方から直接お願いをしたところであります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

次の質問ができないようにはっきりと答えてもらってありがとうございます。

そこで、今答弁はいただきましたけれども、この松浦川について、私、これをちょっと新市建設計画ということで、下には武雄市、山内町、北方町合併協議会、こちらは第4次武雄市総合計画と、この第4次武雄市総合計画の中に、ちょっと読んでみますと、水辺環境の保全と活用ということで、「松浦川の上流部に位置をし、特有の河川環境を有しています。そのため、河川の資質保全など、水辺環境の保全に努める必要があります」というようなことから始まりまして、そして、ここに「水辺環境の活用、親水施設の整備、松浦川河川敷を活用した水辺の楽校、「楽」の字は楽しいと書く楽校ですね、などの親水施設の整備を促進します」と、こう書いてあります。そして、六角川、松浦川、松浦川河川堤防をサイクリングロードや散策道路として整備をし、レクリエーション空間として活用いたしますと、第4次計画には書いてあるわけです。

また、新市建設計画の中に目を通してみますと、「緑とまち並みがおりにすうるおいのまち（都市基盤・生活基盤）」、そこに「公園、緑地、河川」とありまして、その中から抜粋いたしますと、「松浦川、六角川は市民に身近な水辺空間として遊歩道、サイクリングロード、親水公園などを整備します。また、河川整備に当たっては環境に配慮した整備手法に努めます」と、こう書いてあります。

そこで、私も今先ほどから松浦河川については行政の方、執行部とも頑張っておられるということは、今答弁でいただきましたけれども、その中にぜひ今ここに新市建設計画、あるいは第四次計画にあるいろんな親水楽校とか、サイクリングロードとか水辺に親しむというようなことが書いてありますので、これも踏まえて設置河川改修をしてもらいたいことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、福和より永尾間の市道についてお尋ねをいたします。

この市道の区間を車で通ってみれば、軽乗用車でも離合できないような狭い道路なんです。福和の方々も生活道路として一日も早い道路拡張を望んでおられます。実は、8月11日に山内町永尾地区の方と武内町福和地区の各区長さんを初め代表者数名の方々が福和公民館に集まれ、その道路拡張についてお話をされました。

福和地区、永尾地区とも今までの行政は旧武雄市、旧山内町と違っていましたが、再三にわたり両地区とも要望してまいりましたということがありました。が、実現にはほど遠く、延び延びになっているとのこと、今後、新市になったので、地区間の連携を保つために生活道路として必要でありますので、道路拡張工事を一日も早く工事をお願いしますという意見がありましたので、この道路について執行部の方はどのようなお考えを持っておられますか、住民主導の行政としての対応を強く望むところでありますので、答弁をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

きのうの白黒から、きょうはカラーでやっております。福和永尾の市道であります。これは、議員御案内のとおり非常にくねくねとして、しかも高低差が激しく、私も何度となく車の落ちちゃきゅうでしたですね。非常に御不便をおかけしているところだというふうに認識をしております。この区間については、合併の効果、すなわち合併特例債を使うことによって、整備の優先順位を上げていきたいというふうに思っております。

これについては、先ほどありましたように、福和の皆さん、あるいは武内町の皆さんから非常に切実な要望、そして繰り返しになりますけれども、山内と武雄を結ぶ非常に重要な道路だというふうに認識をしております。そういった意味からでも、優先順位を上げて考えていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

本当に涙の出るような喜ばしい答弁ありがとうございました。

次に移らせていただきます。次は、アスベストについての質問に移らせていただきます。

武雄市ではアスベストを使用した施設、建物については調査をし、その都度議会に報告をされ、適切な対応をされているということは認めます。今回、私の質問はアスベストの認定を市に受けられた方がおられるかどうかということをまずお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

平成18年3月27日から石綿健康被害救済制度が施行になりました。国が業務委託する環境再生保全機構の調査によりますと、8月末現在で佐賀県内の認定申請及び特別遺族弔慰金請求者は18名だということでございます。

市内の認定の有無、あるいは死亡の有無についてでございますが、申請の窓口である杵藤保健福祉事務所にお尋ねいたしましたところ、承知していないということでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今承知していないというようなことですが、もし私そのアスベスト及び石綿にかかっているか、かかっていないかというのは、どのようにして知ることができるでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原保健福祉部長〔登壇〕

先ほどの答弁で承知していないということを申しましたが、いらっしゃらないということでございます。

それから、アスベストの被害に遭っているかどうかということでございますが、近隣の呼吸器官の専門病院等に受診をしていただいて、申請の窓口でございます保健福祉事務所、あるいは国の環境再生保全機構に申請をするということになります、その申請の結果が本人あてに直接通知をされるということになります。そこで知ることになります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

実際にアスベスト、石綿中皮腫、あるいは肺がんになっているかということは、自分が診察に行かなくてはわからないということですね。はい、わかりました。

その次に、労災補償の対象とならない方に対する救済給付についての認定の申請や、各種給付の請求が今年度の3月20日より受け付け開始され、石綿健康被害救済制度が同年の3月27日にスタートいたしました、まず、救済給付が受けられる方、それから、救済給付の内容と給付額、そしてそのほかに特別遺族給付金、特別遺族年金と特別遺族一時金があると思いますが、どのような方が年金と一時金を請求できるのか、答弁を求めます。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

石綿健康被害救済制度の給付が受けられる方については、健康被害を受けた方及びその遺族で、労災補償の対象とならない方になっています。アスベストによる中皮腫や肺がんと認定された方には、医療費の自己負担分、療養手当として月に約100千円、葬祭料として約200千円が給付されます。

また、この法律の施行前に死亡された方の遺族には、特別遺族弔慰金として2,800千円、特別葬祭料として200千円が給付されます。その他として救済給付調整金がございます。

また、アスベストを取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、救済制度が始まる前、平成18年3月26日以前でございますが、に死亡した労働者の遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方には、特別遺族年金として2,400千円、これは遺族が1人の場合でございます。または特別遺族一時金として12,000千円が支給されることになっております。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

ありがとうございました。医療費のこと、それから年金のことわかりました。

じゃ、次に移りまして、次は私は公衆トイレということで通告をしておりましたけれども昨日4番議員の方が私以上に詳しく質問されておられまして、また答弁もいただいたところでございますので、私は答弁は求めませんけれども、私は私なりにこのようにして執行部の方に伝えたいということがありますので、一言、一方通行でございますが、読ませていただきます。

実は、ある会合において、観光地武雄となっとうばいと、公衆トイレによってそのまの姿はわかるものという言葉があったんです。松原通りの公衆トイレ、陸上競技場のトイレ、球場のトイレ、武雄神社の下のトイレを見てんかいと言われたんです。実はトイレについては、8月21日に、先ほども申し上げましたけれども、4番議員の方から言われたように、4市議員野球大会が行われたわけでございます。その4番議員の横しに私が同席したときに、球場のトイレはでたらめばいと、見にいってんかいというような声であったわけでございます。

その前を、今議会事務局長がそこにおられますけれども、そこを通られましたので、局長て、トイレのめちゃくちゃしとうてばんと、そがんやと言いながら見にいかれたならば、局長みずからもびっくりされたんでしょうね、すぐ連絡をして掃除ばさせたけんというようなお声を聞いたわけです。これは、実は4番議員がそのトイレを発見したのではなく、多久市の議員さんがそのトイレを見て4番議員の方に報告され、私の方に伝わってきたというよう

ないきさつがあるわけでございます。

そのようなことでありましたので、1週間後には1番議員が九州親善交流野球大会のことと言われておりましたけれども、1週間後の前に、私もトイレを見に行ったところが、やはりまだ汚いような状態であったということでもあります。その件については、私は先ほど述べましたように答弁は求めませんが、次に各町のトイレについて少しお尋ねをしたいと思います。

各町には、私が調べたわけございませんが、一つか二つは町にも施設があるんじゃないかと思われま。市のトイレと町のトイレとは運営管理が違いますよと、それはわかります。合併した山内町、北方町のトイレは合併により市が運営していると思います。同じ町レベルでありますので、旧武雄市の各町のトイレも市が管理してもらいたいのですが、どのようなお考えですかと、これが1点。

また、北方町、山内町に比べ、旧武雄市の身障者用トイレの整備がおくれているようにも思われます。今後は身障者用トイレが必要になってくると思いますが、いかがなものかお答えを求めます。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

お答えいたします。

先ほどの各町に設置されているトイレについても市で管理できないかというふうなことでございますけれども、各町で設置されたトイレにつきましては、公衆トイレとは少し違っていて、限られた地域住民の方々が使用されるトイレと考えます。維持管理につきましても、今後も地域の方で管理をしていただきたいと思いますところでございます。

また、公衆便所の身障者トイレも必要ではないかというふうなことでございますが、この件についても大変重要なことでございますので、今後身障者トイレについても前向きに検討しなければならないかと思っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

各町のトイレは、目的が違うから自分たちで管理をしてもらいたいというようなお答えであったと認識しますが、私はそのようには考えないと。同じ町であるならばいいと、目的はいろいろあると思います。私のところの一例を申し上げますと、私のところには運動場の一角にトイレがあって、運動場の一角にあるのは、この新武雄市においても、これはどこにでも目に映るものではないかなと私は思うわけでございます。

また、ある一つは神社の境内になると、その神社の境内というのは、その神社が、氏子が

管理しているのではなくて、町が管理しているのです。そのような考えから、私はここでお互いに町レベルで対応してもらいたいということを述べたことでもあります。そういうことでございますので、じゃ、次に移ります。

次は、ごみ収集について質問をさせていただきます。

ごみの分別収集で決められた袋で決められた日に、燃えるごみ、燃えないごみ、缶、瓶類など区別して集積所に出すことはわかりますが、お年寄りには集積所までの距離が遠いのです。私の質問内容は、現在高齢化時代と言いながら、お年寄りがもう少し楽はできないかということです。状況を見てみますと、独居老人の家庭で腰が曲がって歩行が困難なおじいさん、おばあさん、病院通いのおじいさん、おばあさん、坂道を一輪車でごみ集積所まで持っていくお年寄りの姿を見かけるのです。そのようなお年寄りの方には、自宅及び家庭まで寄ってごみ収集ができないものか、だれでもとはいいいません。健全者は除き、病院通いの身障の方、歩行に困難を来す方々の救済についてどのように行政はお考えですか、見解を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

現在、身体障害者の方、あるいは高齢者の方で集積所までごみを運ぶのに支障、御不便のある方は、民生委員の方、あるいは区長さんの証明書を添えて申請をしていただいた上で、近くの路上に出せるように、既に対応しているところであります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

私も今、市長が答弁されましたが、不自由な方はごみを収集してもらいたいと、民生委員さんとか区長さんに相談すればできると、これが実施されていたということで、わかりました。

それに関連ですけれども、家庭用ごみ処理機購入についてお尋ねいたします。

生ごみ堆肥化処理容器コンポストというらしいですね、それと、堆肥化容器、処理機の補助金についてコンポストは幾らか、堆肥化容器はいくらか、処理機は幾らかと、補助金について。そしてまた、その中で今武雄市には一番どれが利用されているか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

お答えいたします。

武雄市においては、生ごみ減量対策事業補助金といたしまして、EM菌等の利用容器、コンポスト処理容器、電動式生ごみ処理機というふうなことで、三つの機種について補助いたしております。EM菌等利用容器とコンポスト処理容器につきましては2分の1補助でございますけれども、限度額2千円でございます。

また、電気式生ごみ処理機は3分の1でございます。これは20千円の限度として補助をしていっているところでございます。

実績ですけれども、平成17年度の実績につきましては、一番多いものが電動生ごみ処理機で68基、それからEM菌利用容器が17基、ホームコンポスト処理容器が4基というふうな実績でございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

はい、ありがとうございます。

次に移らせていただきます。次は、生コンでございます。

農道に市より1地区に対して15立米の生コンを支給されておられます。この制度には地区の方々は大変喜んでおられます。しかし、もう少し多く、15立米を20立米にしてもらうことができないか。また、年に2回ほど支給してもらえないのか、そのようにしてもらえれば、思うような整備工事がしたいし、したい場所があるので、どうにかならないかということです。15立米を20立米にしてもらいたい、あるいは回数をふやしてもらいたいという質問でございますが、執行部の見解を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

生コン支給につきましては、各地から要望が多くございまして、現在は議員言われたとおり、1地区15立米を限度に支給をいたしております。ただ、緊急を要する箇所につきましては、予算の範囲内で支給を検討したいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、お答えでは15立米ということでございますけれども、ここで私は武内町でございますが、武内町においても、1地区といえは大きいところ、小さいところ、あるいは武雄市を見

ても10倍以上、20倍あるようなところというような地区があるわけでございます。それに対して一律15立米ということについては、非常に不平等ではないかと私は思うわけでございます。例えて申し上げます。20軒ぐらいの地区と川良のように大きな地区と、こういうふうに分けが格差があるわけでございますが、それを年間15立米というのは、非常に先ほども申し上げましたが、格差が生じていると、このように思うわけでございます。

また、その地区の耕地面積によっても違うのではなからうかと思えます。まちの中の地区においてはゼロであって、狭い地区でも耕地面積は物すごく多いというようなところがあるんじゃないかと思えます。そのようなところで、今後執行部の方は、その辺をよく調査してもらって、格差のない是正をしてもらいたいと思えますが、簡単でございますので、答弁をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

生コンについて私から答弁をいたします。

私も選挙期間中、そして東川登のまちづくりを語る会、あるいは若木町での語る会、いろいろなところで同じような御指摘があります。ごもっともだというふうに思っています。ただ、どれで、例えば、大小と分けたときに、農地面積で分けるのがいいのか、あとは何で分けるかですね、その判断基準というのを、今実は事務方にも検討をお願いして、私自身も今まだ迷っています。

どちらにしても、先ほど部長から答弁があったように、緊急を要するものについては生コンはきちんと支給をします。その上で、その基準については新年度を目途に、4月を目途に新しい生コンの支給のあり方についてスタートをしたいというふうに思っています。まだ今少し、どこでどういうふうに分けるかは事務方とともに悩んでおります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

ありがとうございました。

次は、スポーツ施設というところに移らせていただきます。

これも私、以前の議会で、私の立場として白岩球場の件について質問をさせていただきました。これもきのう1番議員の方から質問がありましたので、私の場合は新しく球場を新設してくださいというのではなく、改修ができないかという質問でございます。

実は、その施設については、野球場が老朽化しておるからと、ナイター設備がないから、体育施設の利用として陸上競技場よりも野球場が多いよと、それから野球場の運営状況は全

国大会の高松宮杯 高松宮杯には1部、2部がございます。そして、西日本大会と、そのほかにも国体予選、県大会、市の大会、市長杯、議長杯を初め、年間約200試合が白岩球場で行われておられますというようなことで質問をした経緯があります。

これも1番議員と重複するかと思えますけれども、この白岩球場は佐賀県の野球愛好会からお話をさせていただきますと、いつも私が言われることは、武雄が一番立地条件がよかもんのと。ということは、宿泊地から野球場までが近いということです。佐賀はどがんやと、唐津はどがんやと、そがん余計泊むっとこなかもんというようなことをよく耳にして、非常に球場までの利便性と、これも何度となく私は訴えてきたことです。

しかし、前のは私、一野球愛好者としての御質問で、また今度は、実はきのうもお話がありましたけれども、平成20年の9月に高松宮杯全国大会が武雄市、鹿島市、嬉野市の3市で行われる予定です。それには、実施日より約2年前に現地視察ということがあります。これは私もそういうところに関係しておりましたので記憶をしております。私、島根県まで行った、あるいは長崎市内まで行ったという記憶がございます。そのようなところで、武雄は白岩球場と北方町のサンスポーツの2会場をするように内定をしております。

それが6月27日に全日本軟式野球連盟の九州連合会の森川理事長さん、この方、私存じております。熊本県の理事長さんではないかなと記憶しております。その方が白岩球場と北方のサンスポーツの二つの会場を視察されておられます。その際に、数点について施設整備の改善及び指示がありましたと。その項目は、白岩球場においては、一つ目に1、3塁側のブルペンの整備をお願いします。2番目に、1、3塁側ダッグアウトの整備、括弧としてバットケース、ヘルメットの置き場所、とし、グラウンドの内外野の整備、4番に本部席大会役員控室の整備、救護室、5番に本部席の机の塗装、もしくはカラーパネルの張りつけ、そして6番目にグラウンド整備用の土の確保というものが指摘をされております。

北方のサンスポーツ北方については、掲揚ポールが2本しかないので、最低3本必要ですから1本設置をお願いしますと、それから本部席に大会役員控えスペースを設けるための仕切りをつけてくださいと、このような指摘事項並びに改善設置要望がありました。指摘事項についての答弁を求めたいとお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

サンスポはともかくとして、さっき聞きよったら白岩の方はこれは全面改修と一緒にだなどと思って承ったところであります。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

言われればそうかなと、いやいや、分析すれば小さなことではないかなと私は思うわけですよ。なぜかというならば、球場をつくっていろいろというようなことじゃないと、その球場の中の一部を改修、改善してくださいということと私は思うわけでございます。前向きにぜひお願いします。

次に、遠距離通学児童について最後の質問をさせていただきます。

北方町では平成17年の4月1日より一定の地区に限り遠距離通学児童に対し通学費補助費としてバス定期券の購入をされておられます。山内町においては、遠距離地区に対し犬走、船ノ原、立野川内の3分校があります。武雄市では西川登の矢筈分校があります。保護者、地域の方にとっては大変喜んでおられることだと思います。

そこで、学童、園児に対しての遠距離とは何キロを指すのか、お答えを求めます。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

遠距離通学についてのお尋ねですけれど、義務教育諸学校施設国庫負担法というのがございまして、その中に適正な学校規模の条件ということで、こういった書き方がしてあります。通学距離が小学校にあってはおおむね4キロ以上、中学校にあってはおおむね6キロ以上ということでしてありますので、これをもって遠距離通学の一つの基準というようになっているんじゃないかというふうに理解をいたしております。

〔14番「園児は何キロですか。園児も4キロですか」〕

いや、ここで言うのは義務教育の方でございますので、小学校及び中学校でございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今、学校の方の義務教育というようなことで、6キロ、4キロ、これは往復なのか片道なのか、そしてまた、先ほど園児に対しての遠距離とは何キロかとお尋ねしておりますので、その答弁もお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

今答弁を申し上げました4キロ、6キロというのは片道でございます。

それから、幼稚園についての基準というのはございません。小学校と中学校です。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

園児はどこに尋ねっぎよかとですか、保育園児。保育園児は何キロかと私は尋ねとるんです。これは通告しとるんですよ。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

重要な問題なので私から答弁をいたします。

園児、我々は4キロ、6キロというのは法律に基づいて、あるいはルールに基づいて決めとっわけですね。だから、部長から答弁があったように、遠距離といたら人によって違うわけですね。だけど、我々行政、あるいは政治の場でルールというのがあって、そのときに法には園児というのは対象になっていない、したがって、ないということが私からの答弁であります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今の市長の答弁について、ちょっと反論をしたいと思います。

遠距離通園園児に対する通園費支弁に対する規則第1条、北方町立北方幼稚園の園児とあって、第2条に補償の対象となる園児は通園距離2キロメートル以上相当するものと書いてあります。どういうことですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

旧北方町では一定の条件がありますけれど、ある一定地区の小学校、それと北方幼稚園の園児の通園に対する補助制度を設けております。これは、通学に対しての補助をするしないのところは、その設置市町村の独自の考え方によるものでございまして、幼稚園についても補助をやっていたと、その中で町の考え方として、2キロ以上というような考え方が補助制度に盛り込まれていると、そういうふうなことでございます。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

今説明を受けましたけれども、これ、私は児童に対する通学費の規則について、ここで今

6キロとか4キロという、あるいは私が言いました園児については2キロメートルというように、これ片道と答弁をいただきました。片道4キロとなれば、これはあくまでも私の調べでは地図上でございますので、実際の道路はくねくねくね曲がっておりますので、延びるということは認めますが、6キロといえは、地図上でいけば北方の小学校から多久まで行くんですよ。これはあくまでも直線ですよ。（「中学校やろう」と呼ぶ者あり）中学校が6キロ、小学校が4キロ、そこまで距離が長いんですよというようなことを私は意味しております。

それで、これは聞きますところによりますと、北方町の小学校、中学校の合併に伴ってこの規則ができ上がったということもよく記憶しておるわけです。しかし、新市になった以上、じゃ、旧武雄市の武内町、あるいは若木町、あるいは東川登、西川登と見れば、片道6キロ、これはちょっとないかもわかりませんが、片道4キロはあるんじゃないかなと私は思うわけです。

それから、園児となっておりますが、保育園に関しましては2キロには全部定期券をやるのと、購入をさせるとなっておりますが、こうなれば旧武雄市の周辺部の町も当てはまるんじゃないかと。この制度が不平等と、だから廃止をなさいと私は言っておるんじゃないんです。その他の地区についても検討をしてもらいたいと、その他も検討してもらいたいと質問をしておるわけでございますが、それについての答弁をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、基準の4キロ、6キロというところは、これはある意味妥当な基準かなというふうには思っています。私自身も遠距離で歩いて行きよったですね。朝日から朝日小学校であるとか、あるいは武雄中学校であるとか、高校のときも6キロから7キロ、自転車で行きよったです。これは多くの皆さんと一緒に、周辺部の場合是一緒であります。そのときに、さっきこの法律、あるいは条例の枠組みがバスの定期券の交付になっつわけですね。そしたら、これをやることによって、バスの近くに住んどんさっ人はそれで効果はあるかもしれないけど、バスの通学から離れている人に対しては、その効果というのは及ばんわけですね。制度というのはつくった以上は、やっぱり公平、公正でなければならないというふうに思うつわけですね。かえってこれをするによって、また不平等が生じるかもしれない。そして、あと対象学年の問題もあるわけですね。もしこれをやったときにどこで切るか、2年生で切るか、3年生で切るか、これも行政としては合理的な説明がなかなかできんわけですね。だから、そういった意味からでも、これは研究はしますけれども、今の段階ではちょっと難しいかなと。

それと、もう一つがこれの財政です。これもし1、2年生で仮にやった場合は8,000千円

の財政の支出がふえるわけですね。先ほどに戻りますけれども、それで全員が対象になればいいですけれども、バスの定期券の場合はその近くの方にやっぱり効果が及ぶと、いろいろ考えたらちょっと 行革の懇話会の中でも投げかけてみますけれども、ちょっとやっぱり厳しいかなというのが率直な私の意見であります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

バスの定期券ということでありまして、早く言えば、私の住んでいる武内にはバスも数えるしかないわけです。以前はいっぱいあったんですけどもね、そういうふうになっております。しかし、執行部のぜひ前進たる努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で14番小柳議員の質問を終了させていただきます。

次に、18番大渡議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。18番大渡議員